

# 田子町若者定住促進住宅入居者募集について

田子町で運営している若者定住促進住宅について、以下のとおり入居者を募集します。  
所在地や間取り等、住宅についての概要は裏面をご参照下さい。  
ご不明な点などございましたら、役場建設課建設グループまでお問い合わせ下さい。

■募集戸数 1戸（A棟4号室）

## ■申込資格

- 1) 次の条件にすべて該当すること  
① 新たに田子町に住所を有しようとする若者世帯であること。又は、町内に住所を有する者にあっては、婚姻に伴って若者住宅に入居しようとする者  
② 独立生計を営み、家賃を支払う能力を有する者であること  
③ 公租公課の滞納がない者であること  
④ 申込者、又は申込者と同居の予定者が暴力団員でないこと  
⑤ 独立した生計を営む連帯保証人が1名あること
- 2) 次の条件に努めなければなりません  
① 地元自治会等に積極的に参加するよう努められる者であること  
② 地域行事へは積極的に参加するなど、地域とのコミュニケーションに努められる者であること

## ■申し込み方法

役場備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、下記の書類を添付のうえ申し込んでください。田子町役場建設課まで持参していただくか、郵便で提出してください。なお、申込用紙は田子町ホームページからもダウンロードできます。

- ① 入居者及び同居予定者の住民票抄本（入居希望者全員の記載があるもの）
- ② 入居者及び同居予定者の所得を証する書類（令和4年度の課税証明書又は源泉徴収書の写し）
- ③ 入居者及び同居予定者の納税を証する書類（令和3年度の納税証明書）
- ④ 婚姻予定の方についてはそれを証する書類（任意様式）

※**申込期限 随時募集受付**

（募集戸数の上限に達した時点で予告なく受付を終了いたします。）

## ■入居の決定

- 1) 入居希望者が多数の場合は、次に該当する者を優先しますが、順位が定めがない場合は抽選により決定します。  
① 中学生以下の者が同居人としてある者  
② 町の活性化に寄与すると認められる者
- 2) 入居決定された者は、決定のあった日から14日以内に次の書類を提出してください。  
① 入居者と連帯保証人の連署する請書、賃貸借契約書  
② 連帯保証人の所得を証する書類、納税を証する書類  
③ 入居者と連帯保証人の印鑑登録証明書
- 3) 上記2)の手続き終了後に入居可能日を通知しますので、14日以内に入居してください。

※**入居可能日 決定のあった月の翌月1日から**

## ■その他

- 1) 入居の期限  
入居の日から10年以内 **※期間の延長・更新はありません**
- 2) 事前の現地確認等について  
現地見学会を実施します。  
見学会ご希望の方は必ず事前に役場建設課までお申込み下さい。  
見学会可能時間：午前10時から午後4時まで（土日・祝日を除く）
- 3) 若者定住移住促進住宅料助成金支給事業について  
次の条件に該当する者に対し家賃の一部を助成します。  
・若者定住促進住宅申込資格に該当する者  
・田子町に3年以上継続して定住する意思のある者  
・独立生計を営み、家賃を支払う能力がある者  
・公務員でない者  
助成金の額は月額1万円、交付期間は3年間です。  
この助成事業に関しては、田子町役場住民課子育て定住移住支援室（電話 0179-23-0678）へお問い合わせください。

## ■申し込み及び問い合わせ先

〒039-0292 青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平8-1

田子町役場建設課建設グループ 役場庁舎3F

電話番号 0179-32-3111（代表）

0179-20-7117（グループ直通）担当：堀田

※申込用紙のダウンロード

田子町ホームページトップから 暮らしの情報→定住移住支援→若者定住促進住宅事業（検索エンジン等で「田子町 ホームページ」で検索して下さい）

資源ごみ  
雑紙収集

この紙は大事な資源物です。  
雑紙収集

## ■住宅の概要

A棟	1) 所在地	青森県三戸郡田子町大字相米字野月25番地4
	2) 戸数	全4戸
	3) 間取り	1LDK 58.06㎡ ※平面図参照
	4) 規格・構造	コンクリートブロック造 2階建
	5) 家賃	30,000円
全棟共通	1) 駐車場	屋外駐車場 各部屋ごとに1台 ※2台目以降は要相談
	2) 入居者の費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱水費</li> <li>・前述に掲げるもののほか町長が定める費用</li> </ul>
	3) 禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住の目的外使用</li> <li>・使用権の譲渡、転貸</li> <li>・承認を得ない住宅の模様替、増築</li> <li>・重量の大きなものの搬入、設置</li> <li>・迷惑行為</li> <li>・ペット(犬・猫・小鳥など)の飼育 など</li> </ul>
	4) 住宅設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明器具 なし(ダイニング・キッチン・洋間)</li> <li>・カーテン なし</li> <li>・暖房器具 なし</li> <li>・エアコン なし</li> <li>・網戸 あり</li> <li>・物置小屋 あり</li> <li>・トイレ 洋式水洗</li> <li>・台所・浴室・洗面 エコキュート、IHコンロ</li> <li>・ケーブルテレビ配線済(使用料は無料、ただしNHK受信料や有料チャンネルの料金は別途お支払いください。)</li> </ul>
	5) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷金・礼金はありません。</li> <li>・平成23年度に青森県立田子高等学校旧教員住宅を町で買取り・リフォームした物件です。</li> </ul>

若者定住促進住宅平面図(A棟)

